平成27年度第4回都市計画審議会平成28年1月26日(火)午後2:00~

議案第 1 号

阪神間都市計画 土地区画整理事業の変更(西宮市決定)について【付議】 (甲東瓦木 土地区画整理事業)

目 次

1.	計画書(案)	P.	1
2.	理由書(案)	······P.	2
3.	変更前後対照表	(参考) ·····P.	3
4.	総括図(案)	P.	4
5.	計画図(案)	P.	5
6.	変更前後対照図	(参考) ······P.	6

西都計発第 68-1 号 平成 2 8年1月26日 (2016年)

西宮市都市計画審議会 会 長 辰 馬 章 夫 様

西宮市長今村岳町高川田

阪神間都市計画土地区画整理事業の変更(西宮市決定)について【付議】 (甲東瓦木土地区画整理事業)

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19 条第1項の規定により、審議会に付議します。

計 画 書 (案)

阪神間都市計画 土地区画整理事業の変更 (西宮市決定)

都市計画 甲東瓦木土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		甲東瓦木土地区画整理事業					
面積		約 26.0 ha					
		種別	名称	これらについては、別に都市			
公	道路	都市計画道路	甲東瓦木 1 号線	計画において定めるとおりと			
共		都市計画道路	甲東瓦木 2 号線	する。			
施							
設		種別	名 称	これらについては、別に都市			
の	公園及び緑地	都市計画公園	そよかぜ大島公園	計画において定めるとおりと			
配		都市計画公園	若山はちまん公園	する。			
置							
	その他の	西宮市下水道					
	公共施設						
	宅地の整備						

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域については、早期の事業化が困難であるとともに、経年変化により住宅地としての土地利用が進み、 道路や上下水道などの都市基盤も一定整備されてきた。

そのため、面的な土地区画整理事業の必要性は低下しており、社会経済状況と土 地利用状況等の変化を踏まえ、未施行の土地区画整理事業区域を廃止するものであ る。

変更前後対照表(参考)

		変更良	jíj	変更後		
名 称	甲東』	瓦木土地区	画整理事業	甲東瓦木土地区画整理事業		
区域	大島町の全 樋ノロ町1 ⁻	き部、 丁目、樋ノ「	前町、若山町、 □町2丁目、下大 、上大市5丁目	西宮市 門前町、若山町、大島町、樋ノ口町1丁目、 樋ノ口町2丁目、上大市4丁目の各一部		
地域		約 76.6	bha	約 26.0ha		
		種別	名称		種別	名称
公出	道路 _	-		道路	都市計画 道路 都市計画 道路	甲東瓦木1号線 甲東瓦木2号線
公共施設の配置						
置	公園及び 緑地 ⁻	-	-	公園及び 緑地	都市計画公園	そよかぜ大島公園
					都市計画公園	若山はちまん公園
備考	, ,	当初決 和 42 年 11 設省告示第	月 14 日	当初決定 昭和 42 年 11 月 14 日 建設省告示第 3818 号 (面積及び区域の変更)		





